

伴う特別措置に関する法律(軍転特措法)の について(全文)

はじめに

沖繩県における軍用地主は、過去において幾多の基地返還を経験し、その度に辛酸を嘗めてきたが、一昨年十月のS.A.C.O最終報告(沖繩県における米軍施設区域に関する特別行動委員会)は、新たな不安と重荷を負うことになった。最終報告に具体的実施されてくるとの規模もさることながら、諸々の要が重なることによって長期にわたる遊休化が生じている現状を表現した場合、現行制度の下では、返還後の跡地利用は容易ではない。

「沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(法律第一〇〇号)」は、平成七年五月十九日から施行された。その適用第一号となつた恩納通信所においては、施設内の汚水処理槽の汚泥がP.C.B等の有害物質が検出されたため、給付金の支給や所有者への土地の引き渡しが大幅に遅れることとなり、同法の問題点を指摘された。

このような状況に鑑み、当委員会は地域共通の問題点を拾い上げ、軍用地の返還による土地所有者の不利益、不安を払拭すべく返還軍用地の跡地利用に関する対策、とりわけ同法の問題点について審議の方向づけを行い、下記のとおり取りまとめた。

一、第一条(給付金の支給等)について
二、第二条(給付金の支給期間)について
三、第三条(給付金の支給額)について
四、第四条(給付金の支払方法)について
五、第五条(給付金の受領)について
六、第六条(給付金の返還)について
七、第七条(給付金の返還)について
八、第八条(給付金の返還)について
九、第九条(給付金の返還)について
十、第十条(給付金の返還)について

本条による給付金の支給は、当該土地の返還を受けた日(契約締結日)の翌日から使用収益しなくなり、その条件を最高三年間支給することになっていた。ところが、過去A.C.O最終報告(沖繩県における米軍施設区域に関する特別行動委員会)は、新たな不安と重荷を負うことになった。最終報告に具体的実施されてくるとの規模もさることながら、諸々の要が重なることによって長期にわたる遊休化が生じている現状を表現した場合、現行制度の下では、返還後の跡地利用は容易ではない。

村にとっては面積が大きいのに、有形無形の被害を受けてきた。この被害は、全米国の施策に起因するものであり、土地所有者並びに市町村に帰すべき事由はない。よって、返還後に使用収益のないことを条件に支給される給付金の額は、上限を設けることな措置するべきである。可成り平均六、七ヵ月、事業完了までに平均十四年三月という長期にわたる期間が事実から、到底現行支給期間の三年で跡地利用が結びつけられない。よって、米軍統治下において強制的に接収されて構築したものである。駐留軍用地の土地を担保設定して生活資金、事業資金を出して活用できなかったこと、歴史的経緯及び半世紀にわたる基地使用の事実を十分に考慮されなければならないこと、これまで軍用地の返還は、国の一方の都合による返還となつてきたこと、このため、今後の補償措置は、あまりにも画一的かつ不十分であり、土地所有者に苦行を強いべきこと。

二、給付金の額は、支給期間の全期間、賃料料を定額(例)により算定した額を支給すること。

記

一、第二条(返還の属する年度)について
二、第三条(給付金の支払方法)について
三、第四条(給付金の返還)について
四、第五条(給付金の返還)について
五、第六条(給付金の返還)について
六、第七条(給付金の返還)について
七、第八条(給付金の返還)について
八、第九条(給付金の返還)について
九、第十条(給付金の返還)について
十、第十一条(給付金の返還)について

三、給付金の返還開始日については、特別管理費処理要領(調定規程第三十二号)に基づき、国所有財産を完全撤去し特別管理費補償期間の満了日の翌日を起算日とする。

四、返還日については、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

五、沖繩県においては、駐留軍用地のほとんどが、民公有地で占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

六、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

七、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

八、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

一、特別管理費処理要領(調定規程第三十二号)に基づき、国所有財産を完全撤去し特別管理費補償期間の満了日の翌日を起算日とする。

九、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

十、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

十一、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

十二、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

十三、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

十四、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

十五、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

二、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。

十六、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

十七、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

十八、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

十九、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

二十、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

二十一、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

二十二、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

三、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。

二十三、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

二十四、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

二十五、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

二十六、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

二十七、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

二十八、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

二十九、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

四、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。

三十、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

三十一、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

三十二、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

三十三、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

三十四、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

三十五、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

三十六、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

五、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。

三十七、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

三十八、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

三十九、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

四十、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

四十一、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

四十二、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

四十三、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

六、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。

四十四、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

四十五、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

四十六、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

四十七、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

四十八、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

四十九、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

五十、土地所有者が、当該土地の引き渡しを受けた日とする。外国や他府基地のほとんどは、国有地が占められているため、返還の補償期間は、返還開始日から起算する。返還後、即跡地利用に結びつくことが考えられる。

「沖縄県における駐留軍用地の返還に 問題点と見直し

用地の跡地利用のための土地
区画整理事業や土地改良事業
等の公共事業を実施するに
は、基盤整備に係る費用
は巨額ものとなり、県内自
治体の脆弱な財政下では到底
負担し得ない。加えて、S A
C O最終報告に基づく十一
施設は更なる土地の遊休
化を招くだけである。平成七
年度における沖縄県の自主財
源が三・一八%、県内市町村
が平均三・一九%、全国平均
四・九%という現状を直
視した場合、その長期化が推
して知るべきであり、それだ
けに土地所有者の不安と動揺
は図り知れない。このことか
ら、駐留軍用地所在市町村等
が当該事業を実施するに際し
ては、整備事業にかかる財源
を通常の予算枠で返還規模
等を考慮した予算枠並びに
国の補助率についての特別措
置を講ずる必要がある。

四、第十五条(国有財産の活
用)について
駐留軍用地及び駐留軍用地
跡地等に所在する国有財産の
活用並びに処分については、
基盤形成の特殊事情を考慮し
国有財産法にとらわれず、特
別な措置を講ずること。

五、その他の措置について
(1) 本法第九条に基づき調査
及び測量の実施その他調査
を以て、駐留軍用地内
に埋蔵文化財の発見が確認
された場合は、跡地利用にか
かる事業が円滑に実施され
るに必要措置のほか、発掘
調査にかかる作業等につい
ては、調査者の負担が過
重にならないよう、援手措
置を講ずること。

(2) 自衛隊用地を本法の対象
とする措置を講ずること
沖縄県における自衛隊用地
の返還は、実情に即しては
ない。特に解決の在り方、地
籍の確定地域が存在し、環
境浄化対策、土地所有者の
合意形成、土地所有者の補
償として指指されておる跡
地利用の早期実施を促進す
るべきである。

関係機関に課せられた大きな
課題である。
六、むすび
返還のあり方
沖縄県の「基地返還アク
ションプログラム」やS A C
O最終報告は、契約当事者で
ある土地所有者の事前の協
議や同意を求めるとなく政
策的に決定した。これは、具
体的な跡地利用の面が策定
されていない状況での返還、跡
地利用困難な地域や部分返還
を、一方的に土地所有者に押し
つけている。現行法で二年間
の措置が講じられているも開
期における「未利用(遊休化)
」をわたる遊休化は、土地所
有者の直接、間接に生活面への
影響が大きく、従前の返還の
在り方を改めるべきである。

戦後から復興にかけて混乱
地籍未定地域が存在
して、沖縄の地籍の施行、昭
和五十二年五月によって大
部分が確定されたものの、今
なお残存飛行場と八施設
において未確定地域が存在
している。これらの地域の大部
分は、特措法関係で過去と
して、特措法関係で過去と
が執られて、我が国は未
整備地となっており、基地の
整理縮小が進むなかで、土地
所有者は恩納通信所の二の舞
いを踏むことになるのか、国
は前報を踏むのか、これらの
問題の両面から、土地所有者
の合意形成は、給付金であ
るの大きな障害となるのは必
ずである。よって、国は、環
境調査と浄化対策の制度化、
法制化を緊急課題として取り
組む必要があり、環境汚染問
題が基地返還にまで引きず
るようなことがあってはなら
ない。この問題は、土地所有
者をはじめ県民の最も懸念す
る対策が求められるところ
に接収し、構築したものであ
るといふこと。逆の立場から
土地所有者の合意形成
跡地利用を進める上で避け
られない問題であり、最も
時間がかかる作業が土地所有
者の合意形成である。特に
県内三施設のうち二施設は
県内三施設のうち八〇%以上
を占めており、返還される
が、駐留軍用地が返還され
る最も重要な開発整備を講
ずるべきである。

環境調査及び浄化対策
恩納通信所の事例のように
返還後にP C B等の有害物質
が検出されたにもかかわらず
それを処理する法律が整備さ
れていない等の理由でその後
の除去処理が遅れ、跡地利用
に大きな影響を及ぼすこと
になり、県内の駐留軍用地の
使用状況、使用目的からして、
幾多もの有害物質が使用され
廃棄されていることは容易に
予測され、また、すでに汚
染されているものと考えられ
る。米国では、国家環境政策
法、包括的環境対策補償責任
法等の関係が整備され、基
地の環境調査や汚染浄化対策
が執られて、我が国は未
整備地となっており、基地の
整理縮小が進むなかで、土地
所有者は恩納通信所の二の舞
いを踏むことになるのか、国
は前報を踏むのか、これらの
問題の両面から、土地所有者
の合意形成は、給付金であ
るの大きな障害となるのは必
ずである。よって、国は、環
境調査と浄化対策の制度化、
法制化を緊急課題として取り
組む必要があり、環境汚染問
題が基地返還にまで引きず
るようなことがあってはなら
ない。この問題は、土地所有
者をはじめ県民の最も懸念す
る対策が求められるところ
に接収し、構築したものであ
るといふこと。逆の立場から
土地所有者の合意形成
跡地利用を進める上で避け
られない問題であり、最も
時間がかかる作業が土地所有
者の合意形成である。特に
県内三施設のうち二施設は
県内三施設のうち八〇%以上
を占めており、返還される
が、駐留軍用地が返還され
る最も重要な開発整備を講
ずるべきである。

沖縄における基地問題を取
り組む上で、基地返還後の補
償問題と跡地利用問題は、車
の両輪のようなものである。
一方が欠けるようなことが
あってはならない。また、そ
れである。ましてや、その両
輪も十分でない現状におい
て、いざさら土地の遊休化
を生じさせるだけであり、直
接的に土地所有者の一方的負
担とならねば返すべくする
は明らかである。補償問題は
含めた跡地利用の対策は大き
な課題であり、土地所有者の
最も注目するところである。
それだけに、国においては、土
地所有者の意見が反映され、
現状に立脚した措置を早急に
講ずるべきである。

注 返還軍用地の跡地利用に
関する調査研究委員会(会
長「金城正」)でまとめた
「返還軍用地の跡地利用等
」の調査研究に関する報告
書は、八月四日の理事会で
一部修正し土地連の公式
な考え方を発表された。

米軍基地のあり方に不信 地主の意向を考慮せよ

80%が返還に不安
跡地利用計画への不満

駐留軍用地等地権者意向調査

平成八年十一月のSA CO最終報告(沖縄県における米軍施設及び区域に関する特別行動委員会)において、移設条件等が付されているもの、普天間飛行場をはじめとする十一施設を対象に、全面返還または部分返還が合意されました。この調査は、SA CO最終報告で示された返還対象のうち、普天間飛行場、北部訓練場及び安波訓練場を除く八施設の軍用地等地権者の実態、例えば属性及

返還、跡地利用等に対する意向を把握することにより、基地行政並びに跡地利用促進を進するための基礎資料とすることを目的とするものです。なおこの調査は、沖縄県からの委託を受けて、沖縄県軍用地地主連合会が、三十一人の対象地権者に対し、平成九年一月日から同月二十日にかけて郵送等により実施されたものです。有効回収数は、一七三七人の五四・一%となっており、

返還に当たっては、地主の意向を考慮して行へべきである。69・5%
段階的に整理、統合、縮小した方がよい。16・4%
即時撤去した方がよい。3・3%
わからない。6・7%
その他。4・0%

跡地利用計画ができていないから。49・0%

20万円以上300万円未満。8・5%
300万円以上500万円未満。10・7%
500万円以上1千万円未満。7・3%
1千万円以上。3・1%
不明。2・2%

あなたは、毎年の軍用地料を何に使っていますか、複数選んでもかまいません。
子どもの教育資金にあてている。31・9%
生活費の一部にあてている。51・1%
全額生活費にあてている。12・8%
事業のための資金にあてている。2・1%
借金等の返済にあてている。23・4%
将来のために貯えている。8・5%
その他。4・3%

あなたは、日本安保条約に基づいてどう思いますか。
日本のためにはなっている。39・7%
日本のためにはなっていないが、沖縄県のためにはなっている。25・4%
日本のためには、沖縄県の充てられぬ美事野間(クシヨシノホ)に「基地返還アクションプログラム」(信頼を寄せる)とはできない。8・9%
▼今日の沖縄で、知事条件として、責任感と時代感覚、そして、政策を理解し実行する能力でありたい。

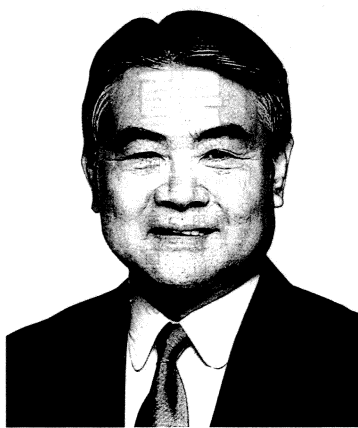
返還された後も、ほとんど心配はない。16・8%
不安である。79・5%
その他。1・0%

返還後の補償が十分かどうか。
4・0%
50・0%
1・2%
その他。1・4%

あなたの一年間の軍用地料はどのように利用していますか、複数選んでもかまいません。
50万円未満。27・3%
50万円以上100万円未満。20・4%
100万円以上200万円未満。21・2%
農耕地にする。10・5%
自分の住宅を建てる。17・5%
不明。4・3%

あなたは今、米軍基地の返還のあり方について、どう思いますか、一つ選んでください。
返還に当たっては、地主の意向を考慮して行へべきである。69・5%
段階的に整理、統合、縮小した方がよい。16・4%
即時撤去した方がよい。3・3%
わからない。6・7%
その他。4・0%

あなたは今、米軍基地の返還のあり方について、どう思いますか、複数選んでもかまいません。
返還に当たっては、地主の意向を考慮して行へべきである。69・5%
段階的に整理、統合、縮小した方がよい。16・4%
即時撤去した方がよい。3・3%
わからない。6・7%
その他。4・0%



未来・思いやり・信頼の必要性を強調し、「沖縄の未来のために自分を捨てて頑張る」と県知事選立候補を決意した稲嶺恵一氏。

県知事選で稲嶺氏支援 必勝へ軍用地地主会一丸の臨戦態勢を

八月十六日開かれた沖縄県軍用地等地主連合会理事会は、沖縄県知事選(十月二十九日告示、十一月五日投票)に立候補する沖縄県経営者協会特別顧問・稲嶺恵一氏(56)無所属の全面支援を決定しました。「沖縄の未来をひらく県民の会」に加盟し、他の構成団体等と連携とりながら、喜屋武会長を先頭に、土地連として独自性を発揮した選挙戦を目指すことになりました。

今、真に求められる知事とはどのような姿か、知事の政治哲学や政策推進によって、県民の「寄せ水準」に遠いが出ているだけに、迎える知事選挙は、土地連として重大な関心をもって臨むことになっていいます。また土地連としては、軍転替指法の見直しを図ることに、稲嶺必勝の用意を決定し、土地連一丸となった臨戦態勢が求められています。

「知らしめからず、抱らしまへし」の大田知事の姿勢に猛省を促さなければならない。軍用地主共通の利益を守り、有効な跡地利用計画策定の実現のために、稲嶺必勝を指し、土地連一丸となった臨戦態勢が求められています。

独自の選挙戦を展開

八月十六日開かれた沖縄県軍用地等地主連合会理事会は、沖縄県知事選(十月二十九日告示、十一月五日投票)に立候補する沖縄県経営者協会特別顧問・稲嶺恵一氏(56)無所属の全面支援を決定しました。「沖縄の未来をひらく県民の会」に加盟し、他の構成団体等と連携とりながら、喜屋武会長を先頭に、土地連として独自性を発揮した選挙戦を目指すことになりました。

基地返還及びその跡地利用に備えて、特に優先して取り組むべき課題として、あなたが最も重要だと思われるものから、二つをしばしば選んで選んでください。
基地返還及びその跡地利用に備えて、特に優先して取り組むべき課題として、あなたが最も重要だと思われるものから、二つをしばしば選んで選んでください。

選 択

世界は大きく変化している。日本は社会システムを変えなければ明日はないと言われている。日本が大きな転換期にある今、小淵首相山積みする課題を早急に解決できるか、国家の先行きに期待と不安が交錯している。懸命な努力を払って来側から選り分けられた約束を取り付けた橋本前首相であったが、大田県知事の県内再建設反対表明により、橋本・大田の信頼関係は冷え切ってしまった。そして、国と県の間塞いだ時代は続いている。

▼県内の返還軍用地有効利用促進を目的とした「軍転替指法」の見直しと急がれる。現行の給付金支給期間の二年間はその短かすぎる。基地返還及びその跡地利用の備え、特に優先して取り組むべき課題として、「地主」補償問題を適切に行う」とした回答が51・4%も占めている。給付金が51・4%も占めている。給付金を要請する理由はその二つである。土地権者の高齢化、軍用地料の生活への良い込み、跡地利用計画策定の取り組みの遅さ、弱さ、返還要求の際の地権者の意向確認を怠ることへの不満等、基地と深く関わる人の生活への配慮を無視した基地の整理、縮小、統合を、何の手をあげて賛成するわけにはいかない。故に財政計画を充てられぬ美事野間に「基地返還アクションプログラム」(信頼を寄せる)とはできない。

▼今日の沖縄で、知事条件として、責任感と時代感覚、そして、政策を理解し実行する能力でありたい。